

博士学位論文審査報告書

論文申請者 永江雅和

論文題目 「戦時・戦後の食糧供出制度と農地改革
－埼玉県南埼玉郡潮止村・八條村を事例として－」

I 主題と構成

本論文の主題は、日本の戦時戦後における食糧供出制度の歴史実証分析である。本論文では戦時から戦後にかけての日本の米穀供出制度の歴史具体的展開を市町村レベルでの精緻な実証研究を行ったものである。それを通して、食糧供出と農地改革の関係を、新たな視点から明らかにすることが課題であった。

具体的な課題として、第1に戦時期における統制経済の実証的分析を深化させることによって、地主・小作関係のみならず、自作、小作等の現場生産者レベルにおける階層間格差に注目してその変化を明らかにすること。第2に戦時期の農産物統制が現場生産者にいかなる形で受容されたのか、それが戦後改革期の農民運動と農村秩序にいかなる形でつながっていったのかを明らかにすること、第3に、第一次農地改革（1946年2月～7月）の自作農創設と第二次農地改革（1947年～48年）の違いを明らかにすること、という3つの課題を設定している。

本論文の構成は以下の通りである。

序章 課題と方法

第1章 埼玉県潮止村における戦時食糧供出

第1節 戦時期供出割当制度の展開

第2節 潮止村第一農区個人割当表の分析

第3節 戦時農業要員

第2章 潮止村における戦時・戦後の自作農創設

第1節 戦時戦後の自作農創設

第2節 潮止村の自作農創設

第3節 埼玉県八條村における食糧供出制度の運用

第1節 八條村食糧供出の展開

第2節 八條村供出割当表の分析

第4章 八條村における第二次農地改革と耕作放棄問題

第1節 八條村農地改革の実施状況

第2節 農地委員会の構成

終章 総括

各章別の内容は次の通りである。

第1章では、戦時食糧供出制度の形成・展開過程と、その生産者からの対応につい

での分析である。戦時期の供出制度は1943年に大きな変化をみせる。部落共同責任制による割当の実施である。第1に反別割によって経営面積に一律供出割当が実施されたことによって生産性の低い経営零細農家の供出は強化され、上層経営農家との負担の逆進性が顕在化したこと、第2に部落単位の供出によって部落を越える小作米の収取が行われずに、割当量計算における小作米受け払いの比重が低下し、地主の供出割合における影響力は大幅に後退した。ここに戦時供出制度は1943年部落共同責任制により意図せざる地主制後退の画期となったと主張している。また、3反経営農家を戦時農業要員として指定して食糧供出の担い手としたことは生産力主義であり、村内下層の小作農家が地主に対抗して、みずからの農業経営と農地耕作権を主張する条件となった。これは政府の供出制度に抵抗する論理を失う面ももっていたことを指摘している。この論理は戦後の食糧供出においても連続する。

第2章では、戦時から戦後にかけての自作農創設を明らかにしたものである。とりわけ戦時期の1943年から始まる第3次自作農創設政策、1946年2月から7月までの第一次農地改革、そして第二次農地改革への変化と実態を明らかにした。このなかで、都市近郊の農村での蔬菜作の急成長を背景にした経済力が中規模経営以上の農家による第一次農地改革の大規模な実施を可能にしたことを明らかにした。また第一次農地改革の実施が拡大した理由に第二次農地改革案の浮上による地主の売渡条件悪化の懸念が強く作用し、地主は統制地価と報奨金引上げによって第一次農地改革で土地を売り逃げた面も指摘している。同時に、第一次農地改革と異なる第二次農地改革の直接創設主義による強制買収の画期性、大規模性についても確認している。

第3章では、戦後食糧供出制度の展開過程を明らかにしたものである。とくに地域における農地改革を担った農地委員会と供出を担った食糧調整委員会との強い人的関係を指摘し、農地委員会の議論が食糧供出問題に強く拘束されていたことを明らかにしている。

本章でもっと力点を入れて分析しているのが、1集落における個人割当表の様式の変遷である。戦争直後の1946年の割当表が非常に未整備な状態であったのが、47年に整備され、48年からはそれまでの事後割当から事前割当に転換し集落の「責任供出」制度が実施されたこと、49年には米穀供出の不足分を畑地反別に負荷して実施していることなど、1948年、49年の戦後食糧供出制度の危機的状況を具体的実態的に解明している。とくに、1948年、49年の責任供出制と畑地反別供出を通して、本来供出義務のない一部保有農家に供出を課し、供出農家に対しては同一農地に対する事前と事後の二重割当になっており、畑地反別割では米作をしていない畑地に割当を課する、異常な供出となっていることを指摘している。この結果、下層経営農家への逆進的賦課が強まったとしている。1948, 49年のいわゆるGHQによるジープ供出といわれる強権供出の実態を克明に明らかにして圧巻である。

第4章では、第二次農地改革の実態についての分析である。農地委員会の分析を通

して、戦後の村の小作指導者は、農地改革の恩恵を受けた層であり、同時に村の食糧供出を担う層でもあるという論理で、地主の自作化に一定の歯止めをかけることに成功している。彼らは戦後の強権供出への抵抗としての耕作放棄問題に対しても国家的食糧増産の要請に対して積極的に対応している。すなわち、農民たちは農地改革によって自作農となったことにより食糧供出へ抵抗の論理を失い、耕作放棄を抑制し食糧増産の国家的責任を強めることになったという。同時にこのような論理は、耕作能力の乏しい零細農家を抑圧する論理ともなり、一部在村耕作地主の自作農としての再生を許容することにもなった。

とくに、在村耕作地主の存在について、従来彼らの教育水準、実務能力を根拠としてその影響力の継続性を論じてきたが、筆者は在村地主が耕作者としての実績をもち、戦後自作農として再生する力量を備えていたか否かが、在村地主の戦後の地位に重要な影響を与えていた点を指摘したことは注目すべきことである。

総括として、最初に提起した3つの課題に即してまとめる。第1の課題として、戦時期における地主・小作関係のみならず、自作、小作等の現場生産者レベルにおける階層間格差に注目してその変化に関しては、1943年の部落共同責任制と反別割に実施による「意図せざる」結果として、集落外小作米受け払いが否定されたことにより、供出責任者として村内地主の影響力が低下したこと、さらに反別割は生産性を考慮せず機械的一律的に実施したことによって、零細経営農家への供出の逆進性を強め下層農家への抑圧性をもたらしたことを明らかにした。すなわち、戦時供出は村内地主の地位低下と零細経営農家への抑圧とふたつの結果をもたらしたと主張する。

第2の課題として、戦時期の農産物統制が現場生産者にいかなる形で受容されたのか、それが戦後改革期の農民運動と農村秩序にいかなる形でつながっていったのか、に関しては、戦時農業要員制度により3反以上の経営層を供出責任とすることによって、下層の小作農家が地主に対抗してみずから農業経営と農地の耕作権を主張する根拠を与えたことにより戦後自作農体制に影響を与えたとする。この問題は戦後の供出制度においても同様で、1948年の供出の事後割当から事前割当制への転換と反別割、さらに49年の畑地割当という強権供出の実態でも、くり返されたことを明らかにした。戦時期の食糧供出の基礎としての耕作権が耕作農民への強権的政府協力を可能ならしめ、下層零細経営への抑圧性を強化したこと明らかにしたのである。

第3の課題として、第一次農地改革（1946年2月～7月）の自作農創設と第二次農地改革（1947年～48年）の違いを明らかにすることに関しては、第一次農地改革が強制創出の具体的方策が示されず地主小作の相対取引で進めたために、自作農創設の地域的な偏りが生じたことを指摘する。この結果、当論文の対象地域である都市近郊農村では、野菜作の利益など戦時・戦後の農民的経済力の蓄積が、自作農創設の規模に大きな影響を与えたことを明らかにした。また地主層も第二次農地改革の実施による不利性を事前に察知することによって、次第に、第一次農地改革によって応じることに

なったことを実証している。また第二次農地改革の実施は、政府・農地委員会による小作地の買い上げと自作地の強制創出により、第一次農地改革とは比較にならない規模の改革となったことを指摘している。

第二次農地改革では、食糧供出と農地改革の関係を、農地委員会、農地調整委員会の人的重複性、農地解放問題をめぐる事例処理の過程を通して、密接な相互関係を明らかにした。とりわけ、供出問題が農地改革の実施を大きく規定していることを明らかにした。耕作放棄問題の処理や戦時期の応召による小作地の戦後復員による処理も、食糧供出能力の有無が基準となったこと、小作人であっても労働力もふくめて耕作能力をもたないものは切り捨てられ、地主であっても耕作能力ももつものは自作化（土地取り上げ）が認められた。戦時・戦後の供出制度が農地改革を大きく拘束したことを具体的に明らかにした。

II 評価

戦時戦後の供出制度に関して初めて市町村レベルでの精緻な実証研究を行い、その結果農地改革と供出の相互補完関係を歴史具体的に明らかにしたことは研究史上においての本論文のもっとも大きな貢献である。

これまで、食糧供出と農地改革は別個の課題－食糧供出は生産者収奪的性格からマイナス評価、農地改革は地主制否定による自作農創設からプラス評価と対比－として分離し議論する傾向が強かったが、本論文は食糧供出と農地改革の関係を、食糧供出の論理の延長線上で統一的に捉えようとする新たな視点を提起した。

すなわち、戦時・戦後の食糧増産という国家的要請に対して、自作農創設によって新たな生産力主体として立ち現れる生産的農民層が、供出の担い手として旧来の地主に代わり村政指導層として成長すること。同時に反別割の画一的供出による下層民零細農民にとって抑圧的であるという、戦時・戦後の固有の生産力主義を体現する供出制度のもった二側面を指摘した。

とりわけ、1943年部落供出責任制による在村地主の影響力低下と自小作・生産農民の部落での地位転換と反別割による下層零細農民の逆進的負担増を指摘としている点は、新たな問題提起として研究史上大きな意義がある。

また戦後の供出においても、農地改革の意味を確定する意味で国家的供出に積極的に協力する農民層を析出したことは注目すべき点である。すなわち、農地改革の実施を食糧供出の論理－国家的公共性が規定していることを具体的に明らかにしたことは大きな意味がある。

農地改革論としては、第一農地改革と第二次農地改革の実態を町村レベルの実態において具体的に明らかにしたことである。とりわけ、これまで「幻の農地改革」として実証的な研究の手薄であった第一次農地改革の実態を、「都市近郊型」農村の事例に即して明らかにしたことは評価されるべき貢献である。そのことをふまえて第一次

農地改革と第二次農地改革との差異と相互関係に関して、実態的に究明することに成功した。

具体的には第一次の強制創設規定の具体化が進まず、実際には地主小作の相対取引が進められたこと、第二次の強制創設の実施による大規模化など、断絶性の指摘も興味深い。さらに、第二次農地改革による農地委員会分析をとおして、食糧供出の論理—公共性としての耕作権保護—が小作地保有問題、や地主の自作化を拘束・規定していることを明らかにしたことも注目すべきであろう。

その他、個別的にも食糧供出を貫く生産者優位の思想が、当該地域の保有米の部分供出するという節米問題をとおして下層農民に抑圧的に働くなど、供出過程をめぐる農民諸階層の格差問題にも注目して論じている点も興味深い。

戦後の供出制度の市町村レベルでの本格的実証的分析は、本論文によって初めてなされたものである。とりわけ、各年度の供出割当表の緻密な分析は特筆すべき成果である。

1946年から47年にかけて割当は精細化され、48年に「責任供出制」による事後割当制から事前割当制への転換と反別割の強制、いわゆるジープ供出といわれた戦後食糧危機における強権供出の実態と仕組みを具体的に明らかにしたことは本論文のもう一つの成果であろう。この結果、形式的な事前割当・反別割のために、生産性の高い経営規模の大きい農民に有利に働いたこと、また、農地改革による在村地主の小作地保有は生産力の低い農家、いわゆる「惰農」の農地を在村地主に配分するなど、戦後の供出と農地改革が相互に補完構造をもちながら、自小作・小作をなどの台頭する生産農民・耕作農民（一部耕作地主も含む）に優越的な地位を保障していったことを明らかにした。

以上のように、本論文は、戦時・戦後の供出制度をとおして、戦後農地改革の歴史的な前提との形成と戦後小作農民の解放、自作農体制の形成を、歴史具体的に解明したすぐれた研究であると評価しうる。

もちろん、本論文に問題点や課題がないわけではない。

第1に、対象地の性格と全国的な位置づけは今後の課題であろう。米の自給県か否かもふくめて、対象地の性格をどう位置づけるかである。とりわけ本論文の対象とした埼玉県八潮市を「都市近郊型」とするなら、それ以外の「純農村型」地域の供出と農地改革の関係についても検討すべきであろう。その意味で、本論文の地域事例研究としての精緻な実証を今後全国レベルの普遍化へと組みかえていく作業が必要であろう。

第2に、1943年「部落共同責任制」の実施の画期性についてである。本論文では供出制度の地主制衰退の関係を「部落共同責任制」に力点をおいて論じている点、すぐれた着想と論理であると評価することは、先に述べた通りである。しかし地主制と供出の関係は1943年以前の経過との連続性で見る必要もあろう。1940年の米穀配給規

則・米穀管理規則により生産と流通の米穀国家管理が成立している。1940年配給統制、1942年食糧管理法実施と1943年「部落共同責任制」との関係について、地主制に与えた影響について論じるべきであろう。供出制度とは別であるが、1941年度から始まる二重米価制（地主米価と生産者米価）の実施は、1940年の米穀国家管理を前提に行われている。これは事実上の代金納制であり、小作人が小作米を地主の庭先に運ぶことはすでになくなっている。このように、1943年部落供出制度の評価をそれ以前の諸制度・諸政策の変更との連続性のうちに捉えることが必要にも思う。これも今後の課題であろう。

第3に、戦後の供出制度の評価である。本論文では1948年度の事後割当から事前割当への変更と反別割強制に力点をおいているが、戦争直後の食糧危機は1946年が深刻であり、1948年以前の1946年との比較することによって戦後食糧供出制度の変遷を捉え直す必要があるだろう。とくに、この過程で戦後の日本農民組合の設立と強権供出反対の意味など、供出制度の「公共性」が国家的公共性であり、農民的公共性とは対立するものであることは農民運動の論理としては早い段階から出されていた。本論文では食糧調整委員の活動をとおして、公共性論から農民を供出に協力的に描いているが、公共性の内実を明らかにすることも必要であろう。すなわち、食糧供出に関する農民運動論を組みこんで論ずることも今後の課題であろう。また米穀供出制度がなぜ1950年半ばまで続くのかについても、政策と農民動向との関係で明らかにする必要があるだろう。

第4に、戦時と戦後の闇価格の問題である。本論文が対象とする都市近郊農村において米と蔬菜など、都市の買い出し「部隊」に対する闇販売の問題は避けて通れない。この点は資料的にも困難であるが、都市近郊農村の経済力には闇価格の問題が不可欠であろう。戦時・戦後の市場価格（闇価格）と統制価格の乖離、公定米価値上げと農民運動など、戦時と戦後の差異をふくめた価格メカニズムをめぐる農民の動向も課題であろう。

これらに対する疑問に対して、口頭試問で博論申請者は、政策史や運動史を今後の課題であるとしつつ、本論文はあくまで政策と運用のズレを町村レベルの実態に即して明らかにすることを最大の目的としている、と回答している。まさに本論文は、個別市町村レベルでの戦時・戦後供出制度史研究の本格的実証分析として、それ自体で高く評価されるべきものであり、すぐれた学問的貢献であること疑いない。そこで、審査員一同は、所定の口述試験の結果と論文評価にもとづき、永江雅和氏が一橋大学博士（経済学）の学位を授与されるべき十分な資格を有していると判断する。

2009年3月11日

論文審査員

池 享

斎藤 修

佐藤正広
西成田豊
森 武磨